

## 「杉並区区民等の意見提出手続」の結果報告書

政策等の題名 : 「(仮称)杉並区健康づくり推進条例(案)」

政策等案の公表の日 : 平成26年3月1日

意見提出期間 : 平成26年3月1日から3月31日まで(31日間)

上記の政策等の案について意見提出手続を行った結果、6件の意見の提出がありました。提出方法別の件数及び項目数は、以下のとおりです。

提出方法	件数 (A+B)	人数(A)	団体数(B)	項目数
文書	3	2	1	5
FAX	0	0	0	0
電子メール	1	1	0	1
ホームページ	2	2	0	9
その他	0	0	0	0
合計	6	5	1	15

お寄せいただいたご意見と、ご意見を考慮した結果(区の考え方)や理由等について、下記のとおりまとめました。

No	提出意見	掲出意見を考慮した結果(区の考え方)とその理由等	修正の有無
<b>全体に係る意見</b>			
1	区民の健康状態を把握するため、健康に関するデータを集めて、分析していく必要がある。	条例制定後は、健康に関するアンケート調査結果を分析するとともに、既に行っている国民健康保険加入者のデータ分析を継続し、区民の健康状態の把握をするなど、調査及び研究等を行っていきます。	無
2	条例案はとても素晴らしい法規であると思う。将来の超高齢社会に対応するものにしてほしい。	条例に基づき、健康長寿の地域社会の実現に向けて、区民、事業者、関係団体と区が協働して健康づくりを推進していきます。	
3	健康とは何かということを知りたい。健康づくりに関する施策を進める上での参考とさせていただきます。	今後、健康づくりに関する施策を進める上での参考とさせていただきます。	

4	たばこ対策については、「杉並区がん対策推進計画」に定めている目標等を超えた過度な対策・規制によることなく、たばこを吸う人と吸わない人が共存できるような取り組みとすべきである。	たばこ対策については、「杉並区がん対策推進計画」で定めている内容を基本として、取り組んでいきます。	無
5	区営のスポーツ施設の利用料金を値上げしておいて、本条例では運動などによって健康増進や親睦＝精神的健康を図れといていることが、相反する方針になっているのではないか。	使用料の見直しは、受益者負担の適正化と未利用者との公平性を確保する観点から実施しており、使用料は施設の維持管理のほか、設備の改善など体育施設等をより一層利用しやすくするために有効に活用いたします。 健康長寿の地域社会の実現には、スポーツ・運動をはじめとして、食生活や休養等などの様々な面から健康を意識した生活習慣を確立することが重要であると考えており、スポーツ振興の所管部門と連携を図りながら、区民がスポーツ・運動に気軽に参加できるよう、施策・事業の充実に取り組んでまいります。	無
6	区民の健康づくりへの関心を高めるため、健康で長寿の高齢者による座談会を開催したらどうか。	今後、健康づくりに関する施策を進める上での参考とさせていただきます。	無
7	自分の健康状態を把握し病気を予防することができるよう、保健センターに健康度を把握するための測定器具を配備し、区民自らが測定することにしたらどうか。		無
<b>区民の役割</b>			
8	「区民は自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康に関する知識と理解を深め、家庭における健全な食習慣を確立し、良質な休養等を確保する等」の部分、「区民は、健康に関する知識と理解を深め、健全な食習慣を確立し、適度な運動習慣を取り入れるなど」としてほしい。	「自らの健康は自らで守るという意識」は、健康づくりに主体的に取り組むために必要と考えます。 「健全な食習慣」と「良質な休養」を例示として取り上げていましたが、誤解のないよう運動習慣についても「適切な運動習慣」として追加します。 なお、「食習慣」は幅広く捉える必要があることから、「家庭における」を削除します。	有
9	「学校、地域及び職場の健康づく	地域の健康づくりに関する活動に	無

	りに関する活動」の部分は、「学校、関係団体、職場及び区の健康づくりに関する活動」としてほしい。	は、個人やグループ、事業者、関係団体、区が行う活動が含まれるものと考えます。	
<b>事業者の役割</b>			
10	「自らの活動を通じ、地域の健康づくりの推進に寄与するとともに、その使用する者が健康づくりを行いやすい職場環境の整備に努めるものとする。」の部分は、「健康づくりに適した職場環境の整備など健康づくりの普及を行うとともに、自らの活動を通じ、地域の健康づくりの推進に寄与するよう努めるものとする。」としてほしい。	「地域の健康づくりの推進への寄与」と「健康づくりを行いやすい職場環境の整備」は、事業者の特に重要な役割であると考えます。この条文は、そうした事業者の役割を端的に定めており、適当であると考えます。	無
<b>区の責務</b>			
11	「健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。」の部分は、「健康づくりに関する施策を現状に即したものとして総合的に実施するため健康づくり総合計画を作成するものとする。」としてほしい。	区の計画としては、総合計画、実行計画などがあり、健康づくりについては保健福祉計画等に具体的に定めています。区は、区民、事業者及び関係団体の意見を反映したこれらの計画に基づき、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施していきます。	無
12	「区民、事業者及び関係団体が行う健康づくりを支援するため、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。」の部分は、「前項に規定する健康づくり総合計画を実施するに当たっては、区民、地域団体及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」としてほしい。	なお、本条例に基づき新たな計画を策定する考えはありません。	無
<b>目標及び指標</b>			
13	区民の健康づくりの指針を具体的に示してほしい。	条例に規定することとなる杉並区健康づくり推進協議会の意見を聴き、できるだけ具体的な目標や指標を示していきたいと考えます。	無
14	「健康づくりを推進するために、次に掲げる分野に係る達成すべき目標及び指標」の部分は、「健康づくり総合計画を実施するに当たって次の分野についての達成するべ	区は、総合計画、実行計画、保健福祉計画等に基づき、健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に実施していきます。今後、区民・事業者・関係団体及び	無

	き目標及び指標」としてほしい。	区が協働して健康づくりを推進するために、目標及び指標を設定していきます。 なお、本条例に基づき新たな計画を策定する考えはありません。	
15	「ア 身体の健康、イ 心の健康、ウ 歯と口腔の健康、エ 健康づくりを支える社会環境」の部分は、「ア 疾病予防の健康、イ 身体活動の健康、ウ 心の健康、エ 区民の健康づくり習慣」としてほしい。	条例案を作成するにあたっては、区の方針に対し、有識者等から意見を聴取しました。目標及び指標を設定すべきこれらの分野についても、その意見を踏まえ定めたものです。 今後、目標及び指標を設定するにあたっての参考とさせていただきます。	無

条例（案）の修正は、下記のとおりです。

	修正箇所	修正前	修正後	修正理由
1	4 区民の役割 (1)	区民は、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康に関する知識と理解を深め、 <u>家庭における健全な食習慣を確立し、良質な休養等を確保する等</u> 、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。	区民は、自らの健康は自らで守るという意識を持ち、健康に関する知識と理解を深め、 <u>健全な食習慣及び適切な運動習慣を確立し、良質な休養等を確保する等</u> 、自らの健康状態に応じた健康づくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。	パブコメ意見を踏まえ、より適切な記述に修正